

橿原市立図書館団体貸出利用要綱

(平成8年5月30日教育委員会告示第7号)

改正 平成16年3月26日教育委員会告示第4号

平成19年3月30日教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 橿原市立図書館(以下「図書館」という。)における団体の館外利用(以下「団体貸出し」という。)については、橿原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年橿原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第7条に定めるもののほか、この要綱の規定による。

(団体)

第2条 図書館資料を館外で利用できる団体は、本市内所在する地域文庫、学校、官公署、社会教育関係団体、会社及び読書団体等の団体で、団体の代表者が明確になっており、かつ、構成員が10人以上のものをいう。

(登録の申請)

第3条 規則第7条第3項に規定する必要な書類は、団体貸出設置場所付近略図(様式第1号)及び構成員名簿(様式第2号)とする。ただし、館長がその必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

(資料の範囲)

第4条 団体が館外で利用できる図書館資料は、団体貸出用図書とする。ただし、館長が必要と認めるときは、団体貸出用図書以外の図書館資料についても貸し出すことができる。

(廃止の届出)

第5条 団体貸出しの登録を受けた団体の代表者(以下「代表者」という。)が団体貸出しの登録を廃止しようとするときは、団体貸出廃止届(様式第3号)に団体貸出利用カードを添えて、館長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第6条 代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに団体貸出変更申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。この場合、第3号に該当するときは、当該変更申請書に団体貸出設置場所付近略図を添付しなければならない。

(1) 代表者を異動するとき。

(2) 団体名を変更するとき。

(3) 団体の設置場所を変更するとき。

2 前項の申請については、規則第7条第2項に規定する手続きを準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会告示第4号)

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

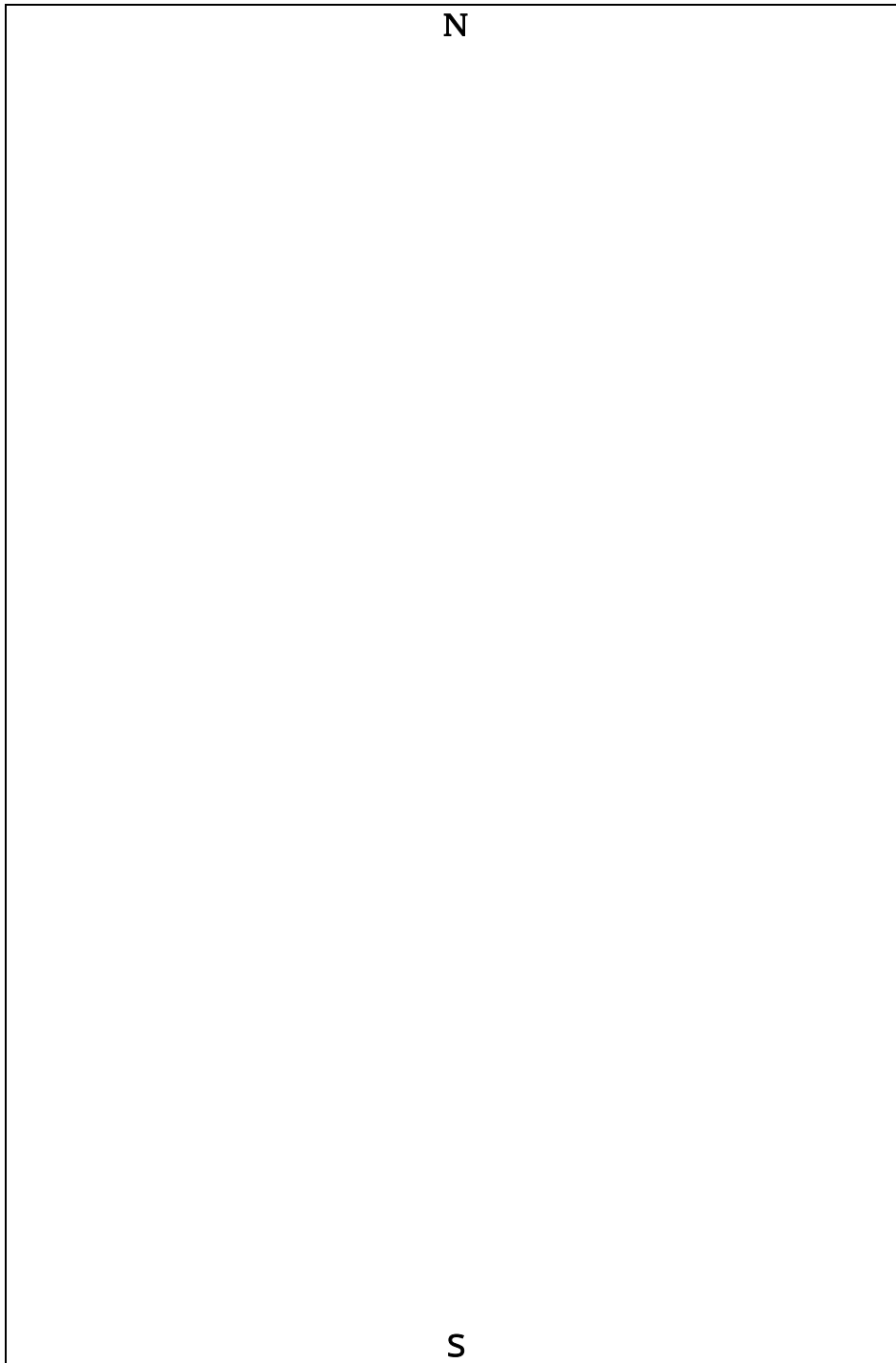
2 この要綱の実施の際に、現に残存する用紙は、適宜所要の修正を加え使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

(様式第1号)

団体貸出設置場所付近略図



注1 主要幹線道路から団体貸出設置場所まで明確に記入してください。

2 団体貸出設置場所及び代表者宅は、赤字で記入してください。

(様式第2号)

年 月 日

構 成 員 名 簿

団体名 _____

氏 名	住 所	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(様式第3号)

平成 年 月 日

団体貸出廃止届

檀原市立図書館長殿

住 所

代表者

氏 名

団体貸出登録を下記のとおり廃止します。

記

廃止年月日	
図書返納年月日	
廃止理由	

廃止理由は簡潔に記入してください。

(様式第4号)

平成 年 月 日

団体貸出変更申請書

檀原市立図書館長殿

住 所
代表者
氏 名

団体貸出登録を下記のとおり変更します。

記

1 代表者の変更

	新 代 表 者	旧 代 表 者
住 所		
氏 名		

2 団体名の変更

新 団 体 名	旧 団 体 名

3 設置場所の変更

新 設 置 場 所	旧 設 置 場 所